

Weekly コラム

平成 30 年 11 月 6 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

交際費課税の特例延長

◆年額 800 万円までか、全体の 50%か

法人が支出した交際費は原則として損金不算入ですが、平成 26 年度税制改正から、資本金 1 億円以下等の中小法人については支出する交際費等のうち年 800 万円以下は損金として計上するか、接待飲食費の 50%相当額を損金計上するかを選択適用ができるようになりました。

また、中小法人以外の法人でも、接待飲食費の 50%相当額を損金計上できるようになりました。

当初は平成 28 年までの特例措置となっていました。28 年度税制改正で 30 年 3 月まで、そして今年の 30 年度税制改正で 32 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで、と適用期限が延長されました。

◆5,000 円以下の接待飲食費の扱いに注意

昔から実務上は 5,000 円以下の飲食費は会議打ち合わせでの飲食との区分が曖昧でしたが、平成 18 年度改正より飲食に関する接待費が 5,000 円以下であれば税務上交際費に含めず、全額を損金計上できる事が明記されました。

ただしその法人の役員・従業員・親族に対する接待等のために支出するものは、5,000 円以下であっても交際費に該当しますので注意が必要です。

また、帳簿書類への記載は、

- ① 飲食のあった年月日
- ② 参加した得意先等の方の氏名や関係
- ③ 参加した人数
- ④ 飲食費の額と店の名前・所在地等を明記する必要があります。

よく経理担当者から「この領収書のお店、誰と行ったんですか？」と聞かれる社長も多いかもしれませんね。お付き合いの多い場合は「分からなくなるからすぐに領収書に相手の名前を書いておく」という方もいらっしゃると思います。

◆交際費課税は景気のパロメーター？

昭和 29 年度の税制改正から導入された交際費課税制度ですが、過去には頻繁に改正が行われていました。世相や景気によって左右されがちな交際費課税ですが、ここ最近の特例措置の延長に鑑みると、政府は景気の回復を最優先にしていることが見て取れます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。